

東京農工大学名誉教授称号授与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(授与要件等)</p> <p>第2条 東京農工大学(以下「本学」という。)の教授として10年以上勤務し、教育上又は学術上、功績顕著な者が退職した場合は、その者が所属していた組織及び施設の長の申し出に基づき、学長が教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て名誉教授の称号授与者を決定するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(称号の取消)</p> <p>第5条 名誉教授の称号を授与された者が、その在職中又は退職後に <u>国立大学法人東京農工大学 職員就業規則第43条各号に規定する懲戒の事由に相当する行為をしたことが判明したときは</u>、学長は評議会の議を経て名誉教授の称号を取り消すことができるものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(授与要件等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項に規定する申し出の対象となった者が、その在職中に国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第42条各号に規定する懲戒処分(本学以外の機関におけるこれに相当する処分を含む。)を受けたことがあるときは、学長は評議会の議を経て名誉教授の称号を授与しないことができるものとする。</u></p> <p>(称号の取消)</p> <p>第5条 名誉教授の称号を授与された者が、その在職中又は退職後に職員就業規則第43条各号に規定する懲戒の事由に相当する行為 <u>(本学以外の機関におけるこれに相当する行為を含む。)</u>をしたことが判明したときは、学長は評議会の議を経て名誉教授の称号を取り消すことができるものとする。</p>	

附 則(平成30年2月26日教規程第32号)

- この規程は、平成30年2月26日から施行する。
- 第5条の改正規定は、従前の規程により名誉教授の称号を授与された者を含むものとする。